第二十八条第百三十五項中「第四十一条第一項第二十号、第百十九条第一項第十一号及び」及び「同告示別添百九に規定する方法により測定する排出ガスの」を削り、「〇・八〇m^{-1}以下」を「〇・八〇m^{-1}を超えないもの」に改め、同条第百五十五項中「次の基準」を「次の各号に掲げる基準」に改め、同項第三号中「平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定する黒煙による汚染度（以下この項から第百六十三項までにおいて単に「黒煙による汚染度」という。）を「黒煙による汚染度」に、「超えないものであること」を「超えないこと」に改め、同条第百五十六項から第百六十二項までの規定中「次の基準」を「次の各号に掲げる基準」に改め、同条第百五十六項第三号、第百五十七項第三号、第百五十八項第三号、第百五十九項第三号、第百六十項第三号、第百六十一項第三号及び第百六十二項第三号中「超えないものであること」を「超えないこと」に改め、同条に次の六項を加える。

164　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第五号に掲げる自動車のうち、平成二十九年八月三十一日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては平成三十年八月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成二十八年九月三十日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては平成三十年十月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成二十八年九月三十日以前に平成二十七年改正告示による改正後の細目告示第四十一条第一項第五号の基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　平成二十七年改正告示による改正前のＪＥ〇五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムに換算した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成二十七年改正告示による改正前のＪＥ〇五モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については二・二、非メタン炭化水素については〇・一七、窒素酸化物については〇・七、粒子状物質については〇・〇一〇を超えないものであること。

二　細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合にあっては、当該光吸収係数が〇・五〇m^{-1}を超えないものであること。

165　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第四十一条第一項第六号に掲げる自動車のうち、平成二十九年八月三十日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては平成三十年八月三十一日、車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては平成三十一年八月三十一日）以前に製作されたものは、同号及び第百十九条第一項第三号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　平成二十七年改正告示による改正前のＪＥ〇五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を平成二十七年改正告示による改正前のＪＥ〇五モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については二・九五、非メタン炭化水素については〇・二三、窒素酸化物については〇・九、粒子状物質については〇・〇一三を超えないものであること。

二　細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合にあっては、当該光吸収係数が〇・五〇m^{-1}を超えないものであること。

166　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって、小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）又は軽自動車（型式認定自動車に限る。）であるもののうち、平成二十九年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成二十八年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成二十八年九月三十日以前に平成二十八年基準に適合するものとして指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十七号の規定にかかわらず、小型自動車であるものにあっては完成検査等の際、軽自動車であるものにあっては型式認定検査の際、細目告示別添四十四「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するＷＭＴＣモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は型式認定検査を終了した全てのものにおける平均値が、一酸化炭素については二・六二、炭化水素については〇・二七、窒素酸化物については〇・二一を超えないものであればよい。

167　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であるもののうち、平成二十九年八月三十一日以前に製作されたものは、細目告示第四十一条第一項第十八号及び細目告示第百十九条第一項第九号の規定にかかわらず、新規検査等の際、細目告示別添四十四「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するＷＭＴＣモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素については三・四八、炭化水素については〇・三六、窒素酸化物については〇・二八を超えないものであればよい。

168　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、細目告示第四十一条第一項第五号、第六号及び細目告示第百十九条第一項第三号に掲げる自動車のうち、平成三十一年八月三十一日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては平成三十二年八月三十一日、車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては平成三十三年八月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成三十年十月一日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては平成三十一年十月一日、車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては平成三十二年十月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成三十年九月三十日以前に平成二十七年改正告示による改正後の細目告示第四十一条第二項第四号の基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第二項第四号の規定にかかわらず、平成二十七年改正告示による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号（細目告示第百十九条第一項第三号に掲げる自動車にあっては、平成二十七年改正告示による改正前の細目告示第百十九条第二項第四号）の基準に適合するものであればよい。